

○あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会要綱

平成27年3月19日

告示第17号

(設置)

第1条 本市の少子化及び人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくために策定する「あま市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」（以下「総合戦略等」という。）に関する事項について、市民等の意見を広く反映させるため、あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合戦略等を策定・検証するための意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 産業界代表
- (4) 教育機関代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 議会代表
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長及び座長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長は、委員会の議長となる。座長に事故あるときは、会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。